

一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会 名称及びロゴマーク等使用規則

平成 30 年 11 月 1 日

一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会

(目的)

第一条 この規則は、一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会（以下「本協会」という。）の名称、ロゴマークの使用及び本協会の紹介を行うにあたって、本協会の会員が遵守すべき事項を定めるとともに、適正な手続のもとで本協会の広報を促進することにより、本協会の認知の向上、普及に努め、利便性の向上を図り、もって、本協会の目的の達成を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「本協会ロゴマーク」とは、本規則に定めるロゴマークをいう。

(本協会ロゴマーク)

第三条 この規則に規定する本協会ロゴマークは、別記様式第一号に定めるロゴマークとする。

(本協会名称及び本協会ロゴマークの使用)

第四条 本協会の会員は、本協会名称及び本協会ロゴマークを、本協会の会員である事実とともに積極的に使用し、本協会の目的の遂行に努めるものとする。

2 本協会名称及び本協会ロゴマークの使用にあたっては、本規則を遵守しなければならない。

(本協会の紹介)

第五条 本協会の会員は、本協会の目的、事業内容等を広く紹介、広報を行うことに努めるものとする。この場合において、本協会作成のパンフレット等の資料以外の物を作成、使用しようとするときは、あらかじめその内容を本協会に提出し、許諾を受けなければならない。

2 前項の規定は、本協会もしくは本協会会員が、取引先等との関係において、当該取引先が本協会もしくは本協会会員の内容について第三者に対して紹介等を行おうとする場合について準用する。

(使用料)

第六条 本協会名称及び本協会ロゴマークの使用料は、徴収しない。

(助言、指導、勧告)

第七条 本協会は、本協会会員に対し、本規則の運用について、必要に応じて、助言、指導、勧告をおこなう。

(使用の差し止め)

第八条 本協会は、本協会の名称、本協会ロゴマーク及び本協会の紹介について、その使用目的、使用方法、使用内容等が適当でないと認めたときは、適正な使用を確保するために必要な措置をとることができる。また、使用の差し止めを請求することができる。

2 前項の規定により、本規則に違反したことを理由に使用の差し止めを請求する場合、本協会は、当該請求に起因する損害賠償責任を、一切負わない。

別記様式第一号（第三条関係）

標準色



一般社団法人

ステキ信頼リフォーム推進協会

モノクロ



一般社団法人

ステキ信頼リフォーム推進協会

令和 年 月 日

一般社団法人
ステキ信頼リフォーム推進協会
会 長 殿

法人名

代表名

㊦

協 会 紹 介 申 請 書

下記のとおり貴協会の紹介をいたしたく申請します。

記

1. 紹介媒体
2. 使用目的
3. 紹介内容（現物等添付）
4. 媒体閲覧者（配布先・部数等）
5. 使用期間

-----（下記は本協会において記入押印します）-----

受付日 令和 年 月 日

年 月 日

協 会 紹 介 承 諾 書

上記の申請については承諾します。

一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会

㊦